

令和8年度 東京都立篠崎高等学校(全日制課程)いじめ防止基本方針

1 いじめ問題への基本的な考え方

いじめの定義:生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している当該生徒と一定の人間関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- (1) いじめをさせない。
- (2) いじめを許さない。
- (3) いじめの疑いには学校組織全体で取り組む。
- (4) いじめの防止・対策に学校と保護者、地域、関係機関の連携を図る。

以下を重点取り組みポイントとする

ポイント1 軽微ないじめも見逃さない

ポイント2 教職員が一人で抱え込まず、学校組織全体で一丸となって取り組む

ポイント3 相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す

ポイント4 子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする

ポイント5 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る

ポイント6 社会総がかりでいじめに対峙する

2 学校及び教職員の責務

保護者、地域住民並びに関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめの防止等に取り組むために本委員会を置く。

イ 所掌事項

教育相談委員会と連携しながら、いじめの未然防止や早期発見、早期解決のための役割を担う。

ウ 会議

各学期1回を原則としてスクールカウンセラー出勤日に合わせて、定期的に行う。

エ 委員構成

校長、副校長、生活指導部主任、養護教諭、学年主任、スクールカウンセラー。

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

生徒の問題行動への対応において、保護者、地域住民、関係機関と迅速かつ適切に連携・協力できるサポート体制を確立し、生徒の健全育成を図るとともに学校いじめ対策委員会を支援し、いじめ問題の対応の充実を図ることを目的とする。

イ 所掌事項

○問題行動の未然防止

○問題行動の早期解決

○学校いじめ対策委員会の支援

○学校、保護者、地域住民、関係機関が連携した学校へのサポート体制の確立

ウ 会議

原則として、年2回。また必要に応じて適宜開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、教務部主任、進路指導部主任、生活指導部主任、各学年主任、養護教諭、地域関係機関の代表、地域住民代表、保護者代表。学校いじめ対策委員会や教育相談委員会の委員と兼ねることができる。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組：いじめを生まない、許さない学校づくりを行う。

ア HR等の充実により、いじめを傍観せず、互いの個性を理解し、望ましい人間関係を構築し、いじめをしない気持ちの調整ができる自律性を高める。

イ 行事を通してコミュニケーション能力を高め、自他の良さを認める姿勢を養う。

ウ ルールやマナーを守り互いを尊重する態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できる学校づくりを進める。

エ 部活動において、仲間との絆を深め、居場所をつくり、集団の一員としての自信や自覚をもたせる。

オ 情報等の授業を活用し、情報モラルを高める指導を行う。

カ いじめに関する授業を年3回実施し、多様性を認め合う態度を育成する。

(2) 早期発見のための取組：初期段階のいじめを察知し共有する。

ア いじめのアンケートを年3回実施する。

イ SOSの出し方に関する授業を年間1回以上実施し、生徒が、現在起きている危機的状況や今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動ができるようにする。

ウ 担任による全生徒との個人面接を毎年定期的実施する。

エ スクールカウンセラーによる1年生全員との個人面接を実施する。

オ 生徒と教職員との信頼関係を構築し、生徒が教職員に安心して相談できるような雰囲気をつくる。

カ HRや授業等における生徒観察を徹底し、生徒の変化を機敏に捉える。

キ 生徒に関する情報を教職員間で共有化する。

(3) 早期対応のための取組:いじめを解消し、関係生徒が安心して生活できるようにする。

ア いじめやいじめが疑われる場合には、確実に管理職に報告する。

イ 学校いじめ対策委員会で、事実の確認と対応方針の検討を行い、全教職員で共有し対応する。

ウ 被害生徒及び関係する生徒の安全を確保し、スクールカウンセラーと協力しながら心理的なケアを行う。

エ 加害の生徒に対する指導等に当たる生活指導部及び担任等は、その進捗状況を学校いじめ対策委員会に報告し、組織的な支援・指導を行う。

オ 対応記録をすべての教職員が確認できる方法でファイリング(電子可)する。

カ 状況に応じて、警察や児童相談所など外部機関と連携する。

(4) 重大事態等への対処: 問題を明らかにし、いじめの再発を防ぐ。

ア 生徒、保護者の申し立て等によりいじめの重大事態の疑いを認知した際は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(令和6年8月 文部科学省)」及び「いじめ総合対策第3次(令和7年6月 東京都教育委員会)」に基づき、直ちに学校いじめ対策委員会を開催する。

イ 学校いじめ対策委員会において、事実の確認と対応方針の検討を行い、全教職員で共有し、対応する。

ウ 学校いじめ対策委員会において、スクールカウンセラーの活用計画を立案し、関係生徒への適切な指導と心理的ケアを行う

エ 学校いじめ対策委員会において、加害の子供に対する指導等を検討し、心理的ケアについても合わせて行う。指導に当たる生活指導部及び担任等は進捗状況について、学校いじめ対策委員会に報告する。

オ 保護者と指導方針を共有し、生徒の安全の確保と支援を行う。

カ 東京都教育委員会、警察、児童相談所などと連携し、問題の解決と生徒への支援を行う。

キ 再発防止研修、校内体制の見直しにより、再発の防止を図る。

5 教職員研修計画

(1) 年1回以上の校内研修を企画し、教員のいじめ対策や教育相談に関する資質向上を図る。

(2) 校内研修は、学校いじめ対策委員会または教育相談委員会が年度当初に企画する。予算に応じて外部 講師を依頼するなど、工夫ある研修計画の立案に努める。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) 保護者会や三者面談、日常の連絡等の中で、生徒の様子や学校全体の取組について情報提供し、保護者の理解と協力を得ながらいじめの防止や解決を図る。

(2) 生徒が自ら取り組むいじめ対策やいじめ防止の活動について、学年通信や学級通信、文化祭等を活用して保護者に周知し、学校理解に努める。

(3) スクールカウンセラー便り等をとおして、いじめをはじめとする教育相談の活動状況を周知する。保護者が保健室やスクールカウンセラーに相談しやすい体制をつくる。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

いじめの防止や解決に向けて、東京都や江戸川区等が設置している公的教育相談機関や、警察署、医療機関、弁護士会等と連携する。

附則

本方針は令和8年4月1日より施行し、年度ごとに見直す。